

第一章 名 称

第1条 本会は、玉城中学校部活動育成会と称する。

第二章 目 的

第2条 本会は、スポーツや趣味を通じて生徒の健全な心身の発達を図り、玉城中学校の部活動の育成に寄与することを目的とする。

第三章 事 業

第3条 本会は、前条の目的達成のため次の事業を行う。

1. 学校に設置された各部の育成をする。
2. 対外行事への参加。
3. その他、第2条の目的を達成するために必要な事業。

第四章 会 員

第4条 本会の会員は、玉城中学校に籍をおく中学生の保護者とする。

第5条 本会の趣旨に賛同し、その活動を援助する者を特別会員とする。

第五章 役 員

第6条 本会に次の役員をおく。

1. 会 長（1人）：保護者会長（1人）
2. 副 会 長（2人）：保護者会長（2人）
3. 事務局長（1人）：部活動主任
4. 会 計（1人）：
5. 参 与：校長
6. 監 事（3人）：保護者会長（2人）、部顧問（1人）

第7条 役員の選出は、次のようにする。

1. 会長、副会長、会計、監事は、部活動評議委員会において選出し、総会の承認を得る。
2. 事務局長は、部活動主任を充てる。

第8条 役員の任期は、1年とする。但し再任を妨げない。

第9条 役員の任務は次のとおりとする。

1. 会長は本会を代表し役員会、部活動評議委員会を招集する。場合によっては書面審議を認める。
2. 副会長は会長を補佐し、会長不在の時はその代行を行う。
3. 事務局長は、本会の運営事務をつかさどる。
4. 会計は本会の収支一切を行い、年一回決算報告を行う。
5. 参与は、学校長及びPTA会長があたり会運営について参与する。
6. 監事は、その年度の会計を監査し、その結果を総会において報告する。

第六章 組織及び会議

第10条 本会は、会活動を円滑にするために、次の会議を置く。

1：総会 2：役員会 3：部活動評議委員会

第11条 総会は、本会の会員をもって構成し、年1回PTA総会をもって充てる。

第12条 総会は、次の事項を議決する。

1. 会務、会計報告。
2. 決算の承認
3. 事業報告の承認。
4. 予算の決議。
5. 会長の承認。
6. 会則の変更。
7. その他、必要を認める事項。

第13条 役員会は本会の執行機関で、参与、会長、副会長、事務局長、会計で組織し、次の事項を行う。

1. 役員会は、必要に応じ会長が招集する。
2. 第二章の目的や、第三章の事業達成のために必要な事項を審議する。

第14条 部活動評議委員会は、総会に次ぐ議決機関で、役員、各保護者会長、部活動顧問を持って構成し、次の事項について審議及び処理を行う。

1. 総会に関する事項。
2. 各部振興に関する方策の審議と運営に関する連絡調整を行う。
3. その他、会務の遂行に必要な事項。

第七章 会費

第15条 本会の経費は、各会員の会費及び補助金、寄付金を持って充てる。~~但し、要保護世帯及び準要保護世帯は除く。~~

第八章 コーチ委嘱

第16条 コーチの依頼については、顧問教師の申請により、学校長が委嘱する。

附 則

1. この会則は、1980年6月13日より適用する。
2. この会則は、1994年4月30日から一部改正する。
3. この会則は、2001年4月1日より一部改正する。
4. この会則は、2025年4月27日より一部改正する。

令和7年度 部活動育成会役員(案)

会 長	サッカー部保護者会長
副 会 長	男子ソフトテニス保護者会長
副 会 長	女子バドミントン保護者会長
事務局長	大城 朝夫 (部活動主任・職員)
会 計	大城 亜紀
参 与	有銘 真一郎 (校 長)
監 事	美術部保護者会長
監 事	男子バレー部保護者会長
監 事	新 垣 健 太 (職 員)

監 査 報 告 書

玉中部活動育成会の令和6年度会計監査を令和7年4月10日に実施致しましたので、下記の通りご報告致します。

記

1 監査基準

令和6年4月1日～令和7年3月31日まで

2 現金監査

預金通帳照合し、正確に保管されていることを認めます。

3 令和6年度決算監査

決算書の通り、相違ないことを認めます。

4 監査の所見

現金の出納簿、収入支出内訳簿、領収書等諸帳簿及び証憑などが正確に処理されている。

令和 7 年 4 月 10 日

監 事

賀教健太郎



運天 文子



照屋 さやか

